

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年3月22日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

1 案件名

令和3年1月22日午後3時30分頃に発生した市道南20号島松線と市道島松中通の交差点において排雪作業中の直営貨物自動車と道路横断中の歩行者と接触し、当該歩行者を負傷させた事故に係る和解及び損害賠償額の決定

2 和解の相手方

(住所)

(氏名)

3 和解の要旨

歩行者を負傷させた事故について、市は、直営貨物自動車の運転に瑕疵があったことを認め、その損害を賠償する。

4 損害賠償の額

治療費他 321,219円

5 専決処分年月日

令和4年2月18日



## 報告第3号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年3月22日提出

恵庭市長 原 田 裕

### 記

#### 1 案件名

令和4年1月17日午後3時15分に発生した市道戸磯工業団地3番線において公用自動車が行走中の自動車に接触し、当該自動車を損傷させた事故に係る和解及び損害賠償額の決定

#### 2 和解の相手方

(住所)

(氏名)

#### 3 和解の要旨

自動車を損傷させた事故について、市は、公用自動車の運転上の瑕疵による過失割合を9割と認め、その損害を賠償する。

#### 4 損害賠償の額

修理費 467,221円

#### 5 専決処分年月日

令和4年2月25日





報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年3月22日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

1 案件名

令和4年2月6日午前3時40分に発生した市道南20号島松線と市道西6線の交差点において除雪作業中の直営歩道除雪車が歩道上の信号機に接触し、当該信号機を損傷させた事故に係る和解及び損害賠償額の決定

2 和解の相手方

(住所)

(氏名)

3 和解の要旨

信号機を損傷させた事故について、市は、歩道除雪車の運転に瑕疵があったことを認め、その損害を賠償する。

4 損害賠償の額

修理費 374,000円

5 専決処分年月日

令和4年3月1日



報告第5号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年3月22日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

1 案件名

令和3年12月5日午前7時18分頃に発生した国道36号線を緊急走行中の救急車が自動車と接触し、当該自動車のバンパーを損傷させた事故に係る和解及び損害賠償額の決定

2 和解の相手方

(住所)

(氏名)

3 和解の要旨

自動車のバンパーを損傷させた事故について、市は、救急車の運転上の瑕疵による過失割合を2割と認め、その損害を賠償する。

4 損害賠償の額

修理費 42,979円

5 専決処分年月日

令和4年2月14日



議案第 23 号

恵庭市長及び副市長の給与に関する条例等の一部改正について

恵庭市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を次のとおり改正することについて議決を  
求める。

令和 4 年 3 月 22 日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(恵庭市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 恵庭市長及び副市長の給与に関する条例（昭和 23 年条例第 20 号）の一部を次のよ  
うに改正する。

現行	改正案
第 1 条～第 2 条（略）	第 1 条・第 2 条（略）
第 3 条 市長等に対しては、期末手当及び寒冷地 手当を支給する。	第 3 条 市長等に対しては、期末手当及び寒冷地 手当を支給する。
2 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下こ れらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在 職する者に支給する。基準日前 <u>1 箇月</u> 以内に退 職し、又は死亡した者についても、同様とする。	2 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下こ れらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在 職する者に支給する。基準日前 <u>1 か月</u> 以内に退 職し、又は死亡した者についても、同様とする。
3 期末手当の額は、前項の基準日現在における 給料月額及びこれに 100 分の 20 を乗じて得た 額の合計額に <u>100 分の 222.5</u> を乗じて得た額 に、基準日以前 <u>6 箇月</u> 以内の期間におけるその 者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、	3 期末手当の額は、前項の基準日現在における 給料月額及びこれに 100 分の 20 を乗じて得た 額の合計額に <u>100 分の 215</u> を乗じて得た額 に、基準日以前 <u>6 か月</u> 以内の期間におけるその 者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、

現行	改正案
<p>当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) <u>6箇月</u> 100分の100</p> <p>(2) <u>5箇月以上6箇月未満</u> 100分の80</p> <p>(3) <u>3箇月以上5箇月未満</u> 100分の60</p> <p>(4) <u>3箇月未満</u> 100分の30</p> <p>第4条 (略)</p>	<p>当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) <u>6か月</u> 100分の100</p> <p>(2) <u>5か月以上6か月未満</u> 100分の80</p> <p>(3) <u>3か月以上5か月未満</u> 100分の60</p> <p>(4) <u>3か月未満</u> 100分の30</p> <p>第4条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(恵庭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 恵庭市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和31年条例第23号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>第3条 教育長に対しては、期末手当及び寒冷地手当を支給する。</p> <p>2 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に支給する。基準日前<u>1箇月</u>以内に退職し、又は死亡した者についても、同様とする。</p> <p>3 期末手当の額は、前項の基準日現在における給料月額及びこれに100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前<u>6箇月</u>以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) <u>6箇月</u> 100分の100</p> <p>(2) <u>5箇月以上6箇月未満</u> 100分の80</p> <p>(3) <u>3箇月以上5箇月未満</u> 100分の60</p> <p>(4) <u>3箇月未満</u> 100分の30</p> <p>第4条～第6条 (略)</p>	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>第3条 教育長に対しては、期末手当及び寒冷地手当を支給する。</p> <p>2 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に支給する。基準日前<u>1か月</u>以内に退職し、又は死亡した者についても、同様とする。</p> <p>3 期末手当の額は、前項の基準日現在における給料月額及びこれに100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、基準日以前<u>6か月</u>以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) <u>6か月</u> 100分の100</p> <p>(2) <u>5か月以上6か月未満</u> 100分の80</p> <p>(3) <u>3か月以上5か月未満</u> 100分の60</p> <p>(4) <u>3か月未満</u> 100分の30</p> <p>第4条～第6条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第18号)

の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第4条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対し、期末手当を支給する。基準日前1月以内に任期満了等又は死亡によりその職を離れた者についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日における議員報酬月額及びこれに100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第5条 (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第4条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対し、期末手当を支給する。基準日前1月以内に任期満了等又は死亡によりその職を離れた者についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日における議員報酬月額及びこれに100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の215</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第5条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の恵庭市長及び副市長の給与に関する条例第3条第3項の規定にかかわらず、この規定により算出される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に222.5分の15を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

3 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第2条の規定による改正後の恵庭市教育委員会教育長の給与等に関する条例第3条第3項の規定にかかわらず、この規定により算出される

期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に $222.5\%$ を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- 4 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第3条の規定による改正後の恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第4条第2項の規定にかかわらず、この規定により算出される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に $222.5\%$ を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。



議案第24号

恵庭市職員の給与に関する条例の一部改正について

恵庭市職員の給与に関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和4年3月22日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市職員の給与に関する条例（昭和31年条例第8号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>第1条～第16条（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第17条の3まで及び附則第6項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、6月にあっては15日に、12月にあっては5日（その日が日曜日に当たるときはその前々日とし、その日が土曜日に当たるときはその前日とする。次条及び第17条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に</p>	<p>第1条～第16条（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第17条の3まで及び附則第6項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、6月にあっては15日に、12月にあっては5日（その日が日曜日に当たるときはその前々日とし、その日が土曜日に当たるときはその前日とする。次条及び第17条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の120</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に</p>

現行	改正案
掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)
3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。	3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「 <u>100分の67.5</u> 」とする。
4・5 (略)	4・5 (略)
第17条の2～第22条 (略)	第17条の2～第22条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の恵庭市職員の給与に関する条例第17条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び恵庭市職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）第17条第4項若しくは第5項若しくは第19条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第25号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 127.5分の15

(2) 再任用職員 72.5分の10

2 令和3年12月に恵庭市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第16号）第11条の規定に基づき期末手当を支給された者に対する前項の規定の適用については、同項中「令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」とあるのは、「恵庭市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第16号）の適用を受ける者との権衡を考慮して規則で定める」とする。

（規則への委任）

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。



議案第25号

市営住宅恵央団地6号棟新築工事の内建築工事の請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第10号)第2条の規定により、市営住宅恵央団地6号棟新築工事の内建築工事の請負契約を次のとおり締結することについて議決を求める。

令和4年3月22日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

- 1 工 事 名 市営住宅恵央団地6号棟新築工事の内建築工事
- 2 契 約 金 額 696,080,000円
- 3 契約の相手方 恵庭市相生町4丁目6番30号  
株式会社玉川組  
代表取締役 玉 川 裕 一
- 4 契約の方法 5者による事後審査型条件付一般競争入札



事後審査型条件付一般競争入札参加業者一覧

株式会社玉川組

恵庭建設株式会社

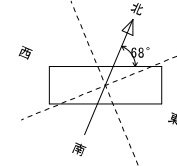
株式会社宮崎組

株式会社よねざわ工業

郷土建設株式会社

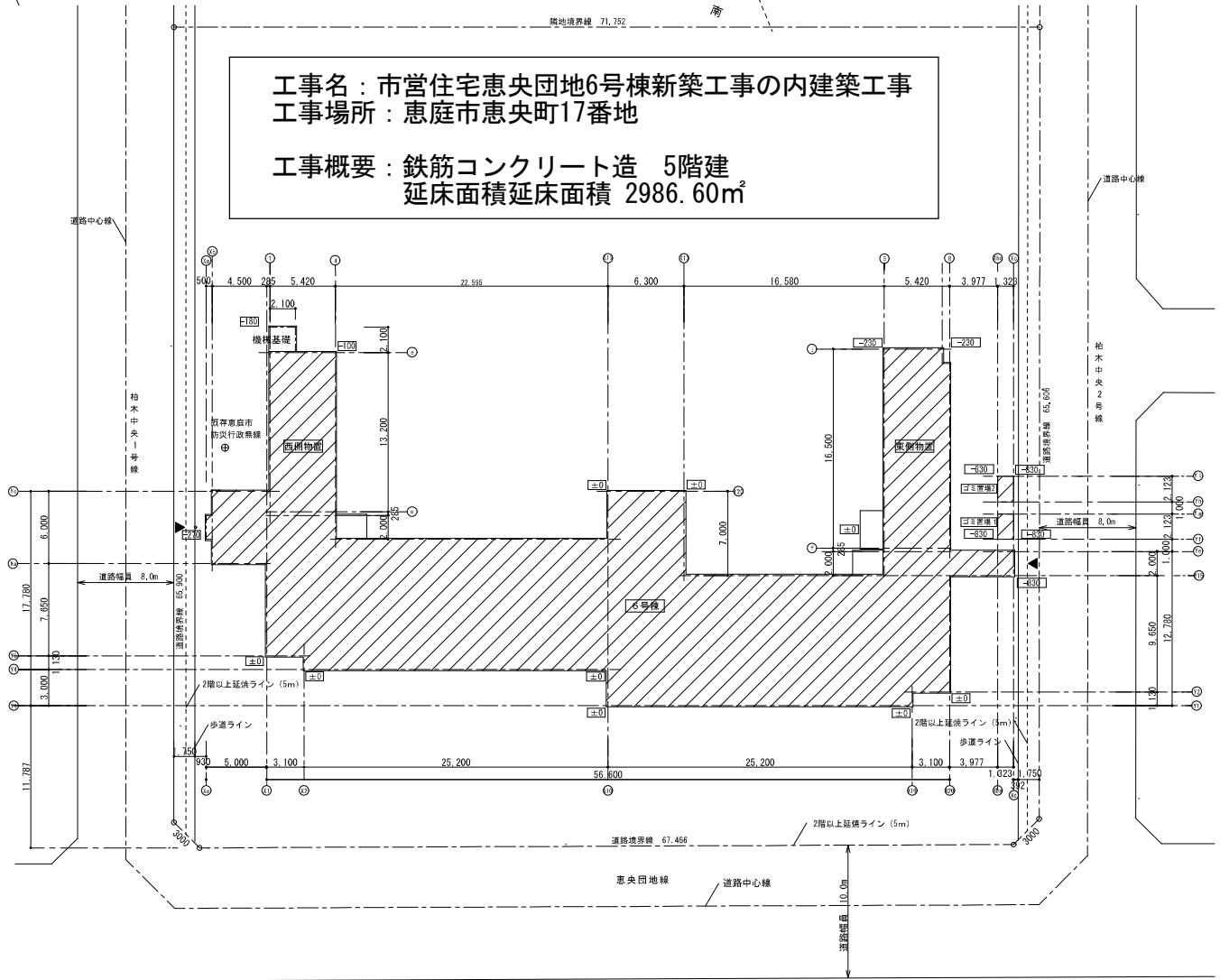
以上 5者

工事場所：恵庭市恵央町17番の内

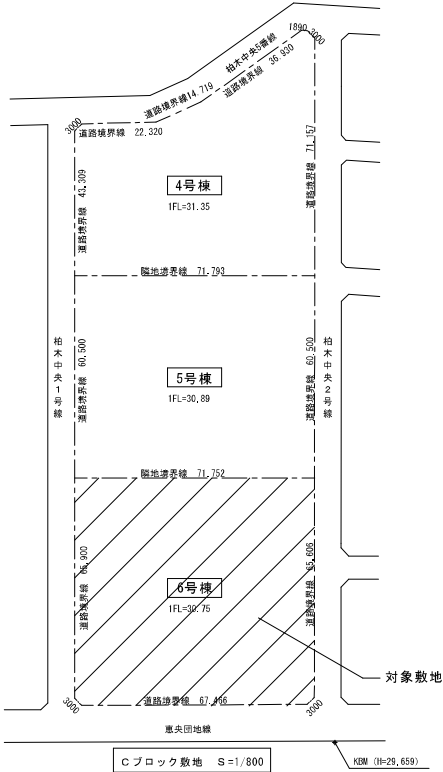


工事名：市営住宅恵央団地6号棟新築工事の内建築工事  
工事場所：恵庭市恵央町17番地

工事概要：鉄筋コンクリート造 5階建  
延床面積延床面積 2986.60㎡



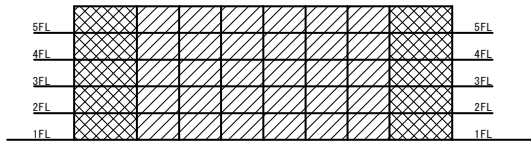
6号棟 配置図 S=1/200



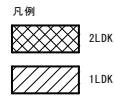
対象敷地

KBM (H=25,659)

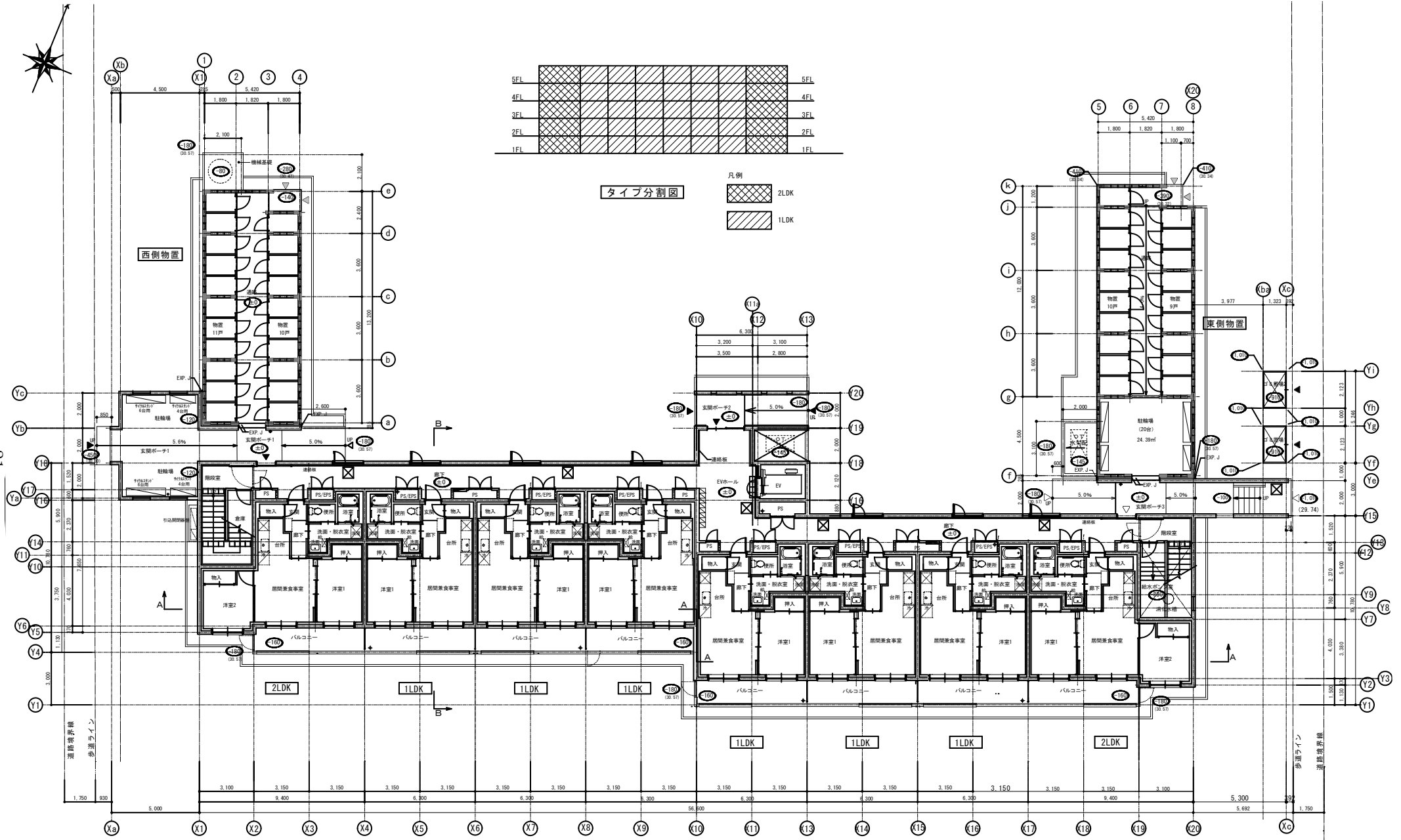




タイプ分割図

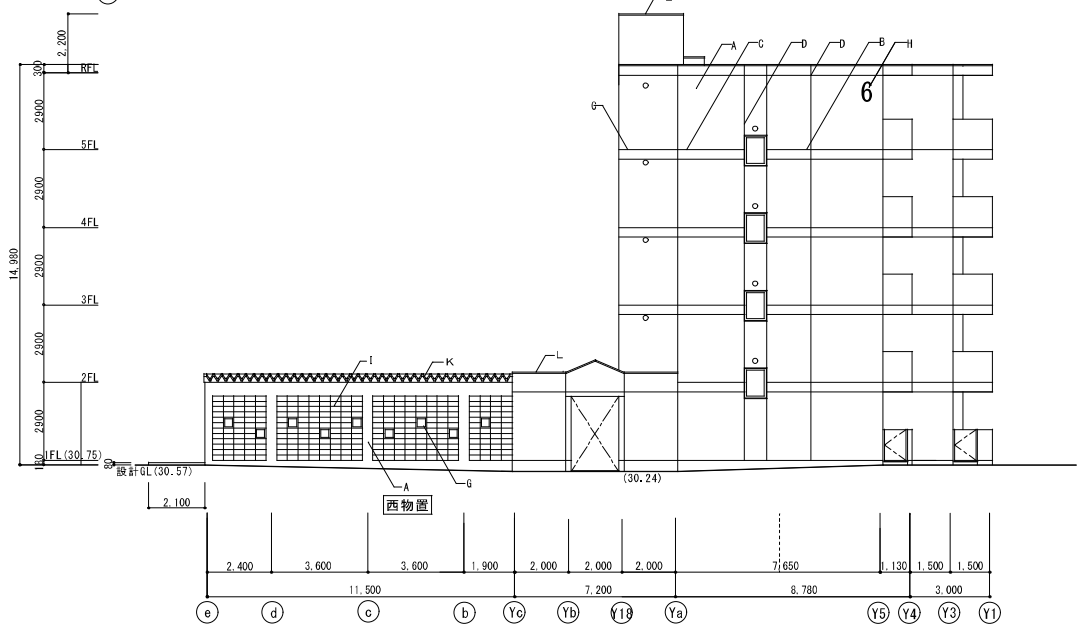


21



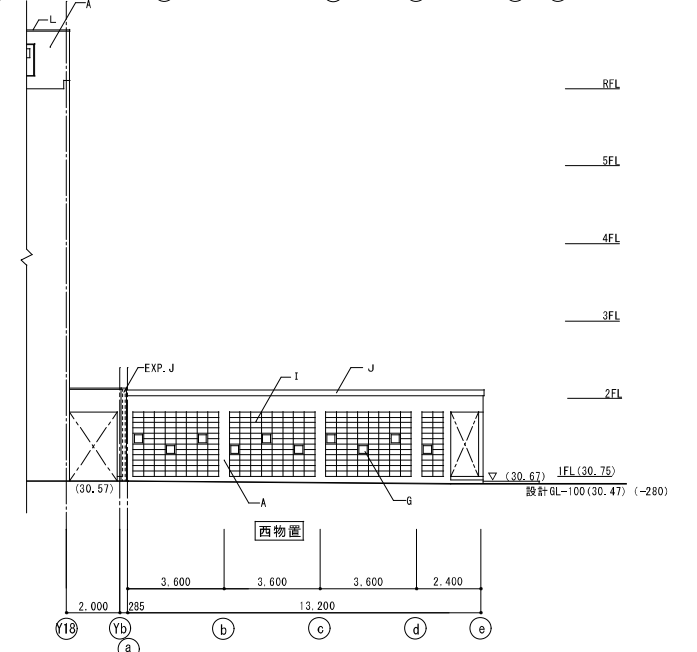
1階平面図

- 凡例
- 1FLからの高さを示す (30.57) 標高を示す (1FL=30.75)
  - 床点検口 600×600 7&M (鍵付)
  - 屋内消火栓 (別途工事)



南面 立面图

西面 立面图



東面 立面图

凡例									
A	アクリル系化粧防水	D	化粧目地 15×15	G	GB 300×300	J	化粧面戸 カラー鉄板 t0.8 折り曲げ加工	・	FF排気筒スリーブ 80φ
B	打継目地 シーリング 10×10	E	タ7-D SUS304 150φ	H	標表示 700×700 色入	K	カラー鉄板 t0.8 無機質断熱材 t6裏張り 折板葺き		
C	打継目地 シーリング 10×10 (共用廊下面)	F	パルコニ=手摺り (7&3笠木付)	I	コンクリートブロック 390×190×150 化粧目地積み 防水型複層塗材(透湿タイプ)	L	笠木アルミアングル 50×50		

議案第26号

市道の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、市道を次のとおり認定することについて議決を求める。

令和4年3月22日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

市 道 認 定 路 線

路線番号	路線名	起点終点	重要な経過地
1544	島松北24番線	島松旭町1丁目194番地	
		島松旭町1丁目268番地12	



市道認定路線

路線番号	路線名	敷地幅員	実延長	総延長
1544	島松北24番線	8.0m	67.00m	75.00m



路線図  
 (島松旭町地区：新規認定)

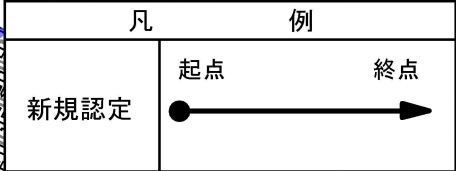
1544 島松北24番線

道道島松停車場線

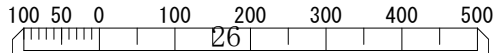
柏木川

道道島松千歳線

道道江別恵庭線



縮尺 1 : 10000



議案第27号

令和3年度恵庭市一般会計補正予算（第11号）

令和3年度恵庭市一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ768,018千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,677,310千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第二表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第三表 地方債補正」による。

令和4年3月22日提出

恵庭市長 原 田 裕

第一表 歳入歳出予算補正  
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		10,173,495	312,721	10,486,216
	2. 国庫補助金	5,939,220	312,721	6,251,941
17. 道支出金		2,771,450	66,592	2,838,042
	1. 道負担金	1,893,701	66,592	1,960,293
19. 寄附金		1,634,500	30	1,634,530
	1. 寄附金	1,634,500	30	1,634,530
20. 繰入金		2,317,215	314,475	2,631,690
	1. 繰入金	2,317,215	314,475	2,631,690
23. 市債		2,398,276	74,200	2,472,476
	1. 市債	2,398,276	74,200	2,472,476
歳入	合計	37,909,292	768,018	38,677,310

歳出

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		10,644,526	362,847	11,007,373
	1. 総務管理費	10,419,449	362,847	10,782,296
4. 衛生費		1,907,822	16,833	1,924,655
	3. 清掃費	1,195,331	16,761	1,212,092
	4. 上水道費	16,644	72	16,716
7. 商工費		528,827	5,011	533,838
	1. 商工費	528,827	5,011	533,838
8. 土木費		4,179,801	261,741	4,441,542
	2. 道路橋梁費	1,909,895	261,741	2,171,636
10. 教育費		2,147,522	121,586	2,269,108
	3. 中学校費	310,399	121,586	431,985
歳出	合計	37,909,292	768,018	38,677,310



第二表 繰越明許費補正

(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	4-5 学校感染予防対策事業費	17,550
2 総務費	1 総務管理費	4-15 感染防止対策協力支援金支給事業費	608,598
7 商工費	1 商工費	1-2 市内消費拡大事業費	5,011
10 教育費	3 中学校費	5 柏陽中学校エレベーター新設事業費	74,374
10 教育費	3 中学校費	6 恵み野中学校校舎屋上防水改修事業費	47,212

### 第三表 地方債補正

(変更)

(単位 千円)

起債の目的	補正前の限度額	補正後の限度額
学校教育施設整備事業債	353,000	427,200

令和 3年度恵庭市一般会計補正予算（第11号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金	10,173,495	312,721	10,486,216
17. 道支出金	2,771,450	66,592	2,838,042
19. 寄附金	1,634,500	30	1,634,530
20. 繰入金	2,317,215	314,475	2,631,690
23. 市債	2,398,276	74,200	2,472,476
歳入合計	37,909,292	768,018	38,677,310

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	道支出金	地方債	その他	
2. 総務費	10,644,526	362,847	11,007,373	279,780	66,592	0	30	16,445
4. 衛生費	1,907,822	16,833	1,924,655	0	0	0	0	16,833
7. 商工費	528,827	5,011	533,838	0	0	0	5,011	0
8. 土木費	4,179,801	261,741	4,441,542	0	0	0	0	261,741
10. 教育費	2,147,522	121,586	2,269,108	32,941	0	74,200	0	14,445
歳出合計	37,909,292	768,018	38,677,310	312,721	66,592	74,200	5,041	309,464

2. 歳入

(款) 16 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費 国庫補助金	千円 3,397,672	千円 8,775	千円 3,406,447	1 総務費補助金	千円 8,775	千円 学校保健特別対策事業費補助金 8,775
5 教育費 国庫補助金	263,090	32,941	296,031	2 中学校費補助金	32,941	柏陽中学校エレベーター新設事業費 17,136 恵み野中学校校舎屋上防水改修事業費 15,805
8 新型コロナウイルス感 染症対応地方創生臨時 交付金	1,198,998	271,005	1,470,003	1 新型コ ロナウイ ルス感 染症対 応地方 創生臨 時交付 金	271,005	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（協力要請推進枠）271,005
計	5,939,220	312,721	6,251,941			

(款) 17 道支出金

(項) 1 道負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 総務費負担金	千円 234,829	千円 66,592	千円 301,421	1 総務費負担金	千円 66,592	千円 感染防止対策協力支援金支給事業費 66,592
計	1,893,701	66,592	1,960,293			

(款) 19 寄附金

(項) 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 寄附金	千円 1,634,500	千円 30	千円 1,634,530	1 寄附金	千円 30	千円 まちづくり推進基金寄附 30
計	1,634,500	30	1,634,530			

## (款) 20 繰入金

## (項) 1 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 基金繰入金	千円 2,300,101	千円 314,475	千円 2,614,576	1 財政調整基金繰入金	千円 309,464	千円 財政調整基金繰入金 309,464
				3 まちづくり推進基金繰入金	5,011	まちづくり推進基金繰入金 5,011
計	2,317,215	314,475	2,631,690			

## (款) 23 市債

## (項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
7 教育債	千円 367,000	千円 74,200	千円 441,200	1 教育債	千円 74,200	千円 柏陽中学校エレベーター新設事業債 42,800
						恵み野中学校校舎屋上防水改修事業債 31,400
計	2,398,276	74,200	2,472,476			

3. 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国道支出金	地方債	その他					
17 諸 費	千円 5,484,605	千円 362,847	千円 5,847,452	千円 346,372	千円	千円 30	千円 16,445	千円	千円		
				国 道		寄附金		1 報 酬	1,637	4. 新型コロナウイルス対策事業費 (362,847)	
										報酬	1,637
								3 職員手当等	1,642	職員手当等	1,642
										共済費	315
								4 共 済 費	315	旅費	51
										費用弁償 (通勤)	51
								8 旅 費	51	需用費	8,339
										消耗品費	8,289
								10 需 用 費	8,339	印刷製本費	50
										役務費	900
								11 役 務 費	900	通信運搬費	500
										手数料	400
								17 備品購入費	17,001	備品購入費	17,001
										負担金補助及び交付金	332,962
								18 負担金補助 及び交付金	332,962	4-5. 学校感染予防対策事業費 (17,550)	
										需用費	8,249
										消耗品費	8,249
										備品購入費	9,301
										4-15. 感染防止対策協力支援金支給事業費(337,597)	
										報酬	1,637
										職員手当等	1,642
										共済費	315
										旅費	51
										費用弁償 (通勤)	51
										需用費	90
										消耗品費	40
										印刷製本費	50
										役務費	900
										通信運搬費	500

										手数料	400
										負担金補助及び交付金	332,962
										感染防止対策協力支援金	332,962
										4-17. 学生応援事業費	
										4-27. 感染予防対策事業費(介護福祉課)	(7,700)
										備品購入費	7,700
計	5,484,605	362,847	5,847,452	346,372			30	16,445			

(款) 4 衛生費

(項) 3 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
3産業廃棄物 処理事業 特別会計 繰出金	千円 26,088	千円 16,761	千円 42,849	千円	千円	千円	千円 16,761	27繰出金	千円 16,761	1. 産業廃棄物処理事業特別会計繰出金 繰出金	千円 (16,761) 16,761
計	26,088	16,761	42,849				16,761				

(項) 4 上水道費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
1上水道費	千円 16,644	千円 72	千円 16,716	千円	千円	千円	千円 72	18負担金補助 及び交付金	千円 72	1. 上水道事業費 負担金補助及び交付金 水道事業負担金	千円 (72) 72 72
計	16,644	72	16,716				72				

## (款) 7 商工費

## (項) 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
3 観光費	千円 308,806	千円 5,011	千円 313,817	千円	千円	千円 5,011	千円	12 委託料	千円 5,011	千円 1. 観光関係事業費 (5,011) 委託料 5,011
										1-2. 市内消費拡大事業費 (5,011) 委託料 5,011 デジタルマップ作成委託 営業車借上委託
計	308,806	5,011	313,817			5,011				

## (款) 8 土木費

## (項) 2 道路橋梁費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
1 道路橋梁 維持費	千円 1,173,536	千円 261,741	千円 1,435,277	千円	千円	千円	千円	12 委託料	千円 261,741	千円 1. 道路橋梁維持補修事業費 (261,741) 委託料 261,741 路線排雪運搬委託 道路維持関連業務委託 路線排雪支援業務委託
計	1,173,536	261,741	1,435,277				261,741			



(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
3 学校整備費	千円 110,956	千円 121,586	千円 232,542	千円 32,941	千円 74,200	千円 国	千円 14,445	10 需用費	千円 48	5. 柏陽中学校エレベーター新設事業費 (74,374)
								11 役務費	274	役務費 256
								12 委託料	1,342	手数料 256 委託料 1,342
								13 使用料及び賃借料	198	監理委託 72,776
								14 工事請負費	119,724	6. 恵み野中学校校舎屋上防水改修事業費 (47,212)
計	110,956	121,586	232,542	32,941	74,200		14,445			需用費 48 燃料費 48 役務費 18 自動車損害保険料 18 使用料及び賃借料 198 工事請負費 46,948

説明資料  
(一般会計)

(千円)

款	項	目	経費名	補正額	補正額の財源内訳					説明
					国庫支出金	道支出金	地方債	その他	一般財源	
2	総務費	17	4-5	17,550	8,775				8,775	新型コロナウイルス感染症対策等の学校教育活動継続支援事業の実施
2	総務費	17	4-15	337,597	271,005	66,592				飲食店等を対象とした営業時間短縮要請への協力支援金の増額
2	総務費	17	4-17	0				30	△ 30	えにわ・花子さん愛情寄附の受領に伴う財源内訳の変更
2	総務費	17	4-27	7,700					7,700	新型コロナウイルス感染症対策としての紫外線照射システムの購入
4	衛生費	3	1	16,761					16,761	産業廃棄物処理事業特別会計収支不足に伴う繰出金の増額
4	衛生費	1	1	72					72	人事異動に伴う児童手当負担金の増額
7	商工費	3	1-2	5,011				5,011		市内消費拡大事業の実施
8	土木費	1	1	261,741					261,741	2月豪雪に対応する除排雪経費の増額
10	教育費	3	5	74,374	17,136		42,800		14,438	前倒し採択による事業の促進
10	教育費	3	6	47,212	15,805		31,400		7	国補正予算の採択による事業の促進
合計				768,018	312,721	66,592	74,200	5,041	309,464	一般財源の内訳 財政調整基金繰入金 309,464

議案第28号

令和3年度恵庭市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和3年度恵庭市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月22日提出

恵庭市長 原 田 裕

第一表 歳入歳出予算補正  
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 介護保険料		1,013,410	△343	1,013,067
	1. 介護保険料	1,013,410	△343	1,013,067
2. 国庫支出金		1,089,048	343	1,089,391
	2. 国庫補助金	326,803	343	327,146
歳入	合計	4,908,927	0	4,908,927

令和 3年度恵庭市介護保険特別会計補正予算（第2号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 介護保険料	千円 1,013,410	千円 △343	千円 1,013,067
2. 国庫支出金	1,089,048	343	1,089,391
歳入合計	4,908,927	0	4,908,927

2. 歳入

(款) 1 介護保険料

(項) 1 介護保険料

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護保険料	千円 1,013,410	千円 △343	千円 1,013,067	1 現年度分	千円 △343	介護保険料 千円 △343
計	1,013,410	△343	1,013,067			

(款) 2 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 調整交付金	千円 186,711	千円 138	千円 186,849	1 現年度分	千円 138	調整交付金 千円 138
7 介護保険災害等臨時特例補助金	0	205	205	1 介護保険災害等臨時特例補助金	205	介護保険災害等臨時特例補助金 205
計	326,803	343	327,146			

説明資料

(介護保険特別会計)

(千円)

款	項	目	経費名	補正額	補正額の財源内訳					説明
					国庫支出金	道支出金	地方債	その他	一般財源	
			一般財源調整	0					0	介護保険災害等臨時特例補助金の交付に伴う財源内訳の変更 介護保険料 △343 調整交付金 138 介護保険災害等臨時特例補助金 205
合計				0	0	0	0	0	0	一般財源の内訳 介護保険料 △343 調整交付金 138 介護保険災害等臨時特例補助金 205

議案第29号

令和3年度恵庭市産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度恵庭市産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ519千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ289,599千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月22日提出

恵庭市長 原 田 裕

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 使用料及び手数料		161,093	△17,280	143,813
	1. 手数料	161,093	△17,280	143,813
4. 繰入金		104,318	16,761	121,079
	2. 繰入金	26,088	16,761	42,849
歳入	合計	290,118	△519	289,599

歳出

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 廃棄物処理事業費		176,874	△519	176,355
	1. 廃棄物処理管理費	176,874	△519	176,355
歳出	合計	290,118	△519	289,599



令和 3年度恵庭市産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1. 使用料及び手数料	161,093	△17,280	143,813
4. 繰入金	104,318	16,761	121,079
歳入合計	290,118	△519	289,599

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	道支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1. 廃棄物処理事業費	176,874	△519	176,355	0	0	0	△17,280	16,761
歳出合計	290,118	△519	289,599	0	0	0	△17,280	16,761

2. 歳入

(款) 1 使用料及び手数料

(項) 1 手数料

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 手数料	千円 161,093	千円 △17,280	千円 143,813	1 手数料	千円 △17,280	千円 産業廃棄物処分手数料（不燃） 6,997 産業廃棄物処分手数料（可燃） △24,277
計	161,093	△17,280	143,813			

(款) 4 繰入金

(項) 2 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰入金	千円 26,088	千円 16,761	千円 42,849	1 一般会計繰入金	千円 16,761	千円 一般会計繰入金 16,761
計	26,088	16,761	42,849			

3. 歳出

(款) 1 廃棄物処理事業費

(項) 1 廃棄物処理管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
1 廃棄物処理管理費	千円 176,874	千円 △519	千円 176,355	千円	千円	千円 △17,280	千円 16,761	24 積立金	千円 △519	千円 3. 焼却施設管理運営事業費 4. 産業廃棄物処理施設基金積立金 (△519) 積立金 △519
計	176,874	△519	176,355			△17,280	16,761			

説明資料

(産業廃棄物処理事業特別会計)

(千円)

款	項	目	経費名	補正額	補正額の財源内訳					説明
					国庫支出金	道支出金	地方債	その他	一般財源	
1	1	1	4	△ 519				△ 17,280	16,761	手数料の減少に伴う積立金の減および財源内訳の変更
合 計				△ 519	0	0	0	△ 17,280	16,761	一般財源の内訳 一般会計繰入金 16,761

